

生駒市規則第 2 4 号

生駒市情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 1 9 年 1 2 月 2 5 日

生駒市長 山下 真

生駒市情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則

生駒市情報セキュリティに関する規則（平成 1 6 年 2 月生駒市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「不正なアクセス、コンピュータウイルスの感染等」を「コンピュータウイルス等の不正プログラムの感染、不正アクセス、情報の漏えい、改ざん又は破壊、情報資産の紛失又は盗難、情報システムの障害等」に改める。

第 4 条第 1 号中「職員等及び外部委託事業者（情報資産に関する開発、運用、保守等の委託を受けた事業者をいう。以下同じ。）による」を削り、「窃盗」を「盗難」に改め、「なりすまし」の次に「、漏えい」を加え、「著作権違反、業務目的外使用等」を「プログラム上の欠陥、業務目的外使用、著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）の規定に違反する行為等」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号中「悪意のあるプログラム」を「不正プログラム及び不正アクセス」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 前項の情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の情報セキュリティに重大な支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とする。

第 6 条第 1 項中「本市の業務に携わるすべての」を削り、同条第 2 項中「外部委託事業者については」を「外部委託事業者（情報資産に関する開発、運用、保守等の委託を受けた事業者をいう。以下同じ。）に対して」に改める。

第 1 0 条中「情報システムの設置場所」を「情報資産の取扱い」に、「不正な

立入り、損傷及び妨害」を「紛失、盗難、事故及び故障」に改める。

第 1 1 条中「不正なアクセス等」を「不正プログラム及び不正アクセス」に改める。

第 1 2 条及び第 1 3 条を削り、第 1 4 条を第 1 2 条とし、第 1 5 条を第 1 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(例外措置)

第 1 4 条 ポリシーを遵守しないことについて合理的な理由がある場合には、例外措置を講ずることができる。

第 1 6 条を第 1 5 条とし、第 1 7 条を第 1 6 条とし、第 1 8 条を第 1 7 条とする。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。